

令和2年12月22日改定

# 定 款

社会福祉法人壺阪寺聚徳会

沿 革  
法 人 設 立

	厚生省奈社第71号 昭和36年 3月 9日 昭和36年 3月29日 昭和36年 4月10日	厚生大臣認可 奈良県知事の事業認可 法人登記
定款中、第1条第2項 規定挿入	厚生省奈社第365号 昭和37年10月 4日 昭和37年10月23日	厚生大臣認可 登 記
定款名称、第1条、第2条 及び第13条改正	厚生省社第771号 昭和45年12月16日 昭和46年 1月29日	厚生大臣認可 登 記
定款中、第1条、第4条 第5条、第7条、第11条 第13条、第14条、第17条 第20条、第22条、第24条 の各条項改正	厚生省社第120号 昭和47年 2月15日 昭和47年 3月 7日	厚生大臣認可 登 記
定款中、第1条、第3条 第4条、第13条の各条項 改正	厚生省社第309号 昭和48年3月29日 昭和48年5月10日	厚生大臣認可 登 記
定款中、第4条、第13条の 各条項改正	厚生省社第476号 昭和49年5月10日 昭和49年6月13日	厚生大臣認可 登 記
定款中、第13条改正	厚生省社第372号 昭和51年4月15日 昭和51年5月27日	厚生大臣認可 登 記
定款中、第1条、第4条 第8条、第13条、第14条 第15条、第24条、第25条 の各条項改正	厚生省社第542号 昭和56年5月20日 昭和56年6月22日	厚生大臣認可 登 記
定款中、第6条、第13条、 第14条、第15条、第18条 の各条項改正	厚生省社第352号 昭和63年6月23日	厚生大臣認可
定款中、第13条改正	厚生省社第405号 平成元年 8月 3日	厚生大臣認可

定款中、第4条、第13条 改正	厚生省社第121号 平成2年3月19日	厚生大臣認可
定款中、第1条改正	厚生省社第2号 平成3年1月7日	厚生大臣認可
定款中、第1条、第13条 第18条等改正	厚生省社第52号 平成6年2月17日	厚生大臣認可
定款中、第1条、第14条 第19条等改正	厚生省社第2号 平成7年12月20日	厚生大臣認可
定款中、第10条、第14条 第19条、第20条等改正	厚生省収老第211号 平成10年12月25日	厚生大臣認可
定款中、第1条、第14条 第22条、第23条、第24条、 第25条、第26条、第28条 改正	厚生省収老第116号 平成12年3月28日	厚生大臣認可
定款中、第1条、第3条、 第5条、第6条、第7条、 第8条、第10条、第12条、 第14条、第15条、第16条、 第17条、第18条、第20条、 第21条、第25条、第27条 第29条、第31条、第33条 第34条改正	近厚発第2600号 平成13年12月14日	近畿厚生局長認可
定款中、第1条、第20条、 改正	近厚発第27001号 平成15年2月27日	近畿厚生局長認可
定款中、第21条、第34条、 第35条改正	近厚発第203021号 平成17年2月3日	近畿厚生局長認可
定款中、第1条、第3条、 第5条、第10条、第15条 改正	近厚発第0928019号 平成17年9月28日	近畿厚生局長認可
定款中、第1条、第4条、 第5条、第6条、第9条、 第15条、第20条、第21条、 第30条、第32条 改正	近厚発第0911014号 平成18年9月11日	近畿厚生局長認可
定款中、第1条改正	近厚発第0228013号 平成19年2月28日 近厚発第0529006号	近畿厚生局長認可

定款中、第 1 条、第 20 条  
改正 平成 20 年 5 月 29 日 近畿厚生局長認可

定款中、第 20 条改正 近厚発第 0 7 1 5 2 3 号  
平成 22 年 7 月 15 日 近畿厚生局長認可

定款中、第 5 条、第 10 条、  
第 20 条改正 近厚発 0 7 1 9 第 1 9 号  
平成 25 年 7 月 19 日 近畿厚生局長認可

定款中、第 1 条、第 7 条、  
第 20 条、第 21 条、第 35 条  
改正 近厚発 0 2 1 7 第 3 4 号  
平成 28 年 2 月 17 日 近畿厚生局長認可

定款中、第 1 条、第 6 条、  
第 9 条、第 12 条、第 20 条  
第 21 条、第 33 条、第 34 条  
改正 奈良県指令長寿第 1 号の 1  
平成 28 年 9 月 30 日 奈良県知事認可

定款中、第 1 条、第 3 条、  
第 5 条、第 6 条、第 7 条  
第 8 条、第 9 条、第 10 条  
第 11 条、第 12 条、第 13 条  
第 14 条、第 15 条、第 16 条  
第 17 条、第 18 条、第 19 条  
第 20 条、第 21 条、第 22 条  
第 23 条、第 24 条、第 25 条  
第 26 条、第 27 条、第 28 条  
第 29 条、第 30 条、第 31 条  
第 32 条、第 33 条、第 34 条  
第 35 条、第 36 条、第 37 条  
第 38 条、第 39 条、第 40 条  
第 41 条、第 42 条改正 奈良県指令長寿第 3 4 7 号  
の 3 奈良県知事認可  
平成 29 年 1 月 23 日

定款中、第 36 条改正 奈良県指令介保第 39 号  
令和 2 年 12 月 22 日 奈良県知事認可

# 社会福祉法人壺阪寺聚徳会定款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、仏祖の精神に則り多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護盲老人ホームの設置経営
- (ロ) 障害者支援施設の設置経営
- (ハ) 特別養護老人ホームの設置経営
- (ニ) 軽費老人ホームの設置経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業
- (ロ) 老人短期入所事業
- (ハ) 障害福祉サービス事業
- (ニ) 特定相談支援事業
- (ホ) 老人介護支援センターの設置経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業

### (名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人壺阪寺聚徳会という。

### (経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、障害者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を奈良県高市郡高取町大字壺阪3番地に置く。

## 第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に、7名以上11名以内の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員1名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対しては、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第 3 章 評 議 員 会

(構 成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 10 条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

- 第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役員及び職員

### (役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名以上10名以内
  - (2) 監 事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

### (役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務(契約、支出の決済等、法人の行為)を執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。



(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第 22 条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
  - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 理 事 会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第 25 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

奈良県高市郡高取町大字壺阪4番地、5番地、9番地、10番地所在の建造物

1、慈母園本館 1棟床面積 1,931.38 平方米

同所11番地、12番地、13番地所在の建造物

1、公園休憩所 7棟床面積 256.31 平方米

兵庫県洲本市五色町鳥飼浦字中ノ池ノ東2277番3所在

1、宅 地 2,876 平方米

同所鳥飼中字高丸670番の4所在

1、宅 地 958 平方米

兵庫県洲本市五色町鳥飼浦字中ノ池ノ東2279番2所在

1、宅 地 1,193.30 平方米

同所字中ノ池ノ東2770番6所在

1、宅 地 532.01 平方米

同所鳥飼中字高丸670番の2の2所在

1、宅 地 370 平方米

同所字中ノ池ノ東2277番地の3、2277番地3先、2770番地

6、2279番地2、同所鳥飼中字高丸670番地4、670番地2の

2所在の建造物

1、五色園本館 1棟床面積 2,306.36 平方米

同所所在の建造物

1、職員宿舍 1棟床面積 273.62 平方米

同所所在の建造物

1、五色園新館 1棟床面積 477.10 平方米

兵庫県洲本市五色町鳥飼浦字船瀬2280番1所在

1、原 野 1,288 平方米

奈良県高市郡高取町大字清水谷150番5所在

1、宅 地 3,039.49 平方米  
同所所在の建造物

1、光明園本館 1棟床面積 1,662.58 平方米  
同所所在の建造物

1、倉 庫 1棟床面積 13.12 平方米  
奈良県高市郡高取町大字清水谷149番3所在

1、山 林 11 平方米  
奈良県高市郡高取町大字清水谷149番5の2所在の建造物

1、陽明荘本館 1棟床面積 405.39 平方米  
同所149番5の3所在の建造物

1、機 械 室 1棟床面積 8.46 平方米  
奈良県高市郡高取町大字清水谷149番9所在

1、山 林 873 平方米  
奈良県高市郡高取町大字清水谷42番1所在

1、雑種地 1,247 平方米  
奈良県高市郡高取町大字清水谷42番3所在

1、雑種地 464 平方米  
奈良県高市郡高取町大字清水谷47番

1、宅 地 360.00 平方米  
奈良県高市郡高取町大字清水谷2689番所在

1、雑種地 109 平方米  
奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺字大將軍2079番所在

1、宅 地 221.48 平方米  
奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺字大將軍2080番所在

1、宅 地 122.31 平方米  
奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺字大將軍2081番所在

1、宅 地 900.28 平方米  
奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺字大將軍2082番所在

1、宅 地 219.22 平方米  
奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺字大將軍2088番所在

1、宅 地 46.28 平方米  
奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺2091番1所在

1、宅 地 2,753.23 平方米  
奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺2097番1所在

1、宅 地 3,156.98 平方米  
奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺2070番2所在

- 1、宅 地 1,601.90 平方米  
奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺字大將軍2078番所在
- 1、宅 地 565.28 平方米  
同所所在の建造物
- 1、第二慈母園本館 1棟床面積 3,350.48 平方米  
同所所在の建造物
- 1、ケアハウス第二慈母園本館 1棟床面積 2,115.33 平方米  
同所所在の建造物
- 1、ケアハウス第二慈母園倉庫 1棟床面積 29.92 平方米  
奈良県高市郡明日香村大字川原263番地1、197番地3、263番地2、277番地、279番地所在の建造物
- 1、明日香園養護所・浴室 1棟床面積 2,336.8 平方米  
同所所在の建造物
- 1、明日香園 車庫 1棟床面積 34.85 平方米  
同所所在の建造物
- 1、明日香園 倉庫 1棟床面積 25.60 平方米  
同所所在の建造物
- 1、明日香園 倉庫 1棟床面積 12.87 平方米  
同所所在の建造物
- 1、明日香園 便所・倉庫 1棟床面積 34.50 平方米
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、奈良県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奈良県知事の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほ

か、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した地域生活を社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 盲人専用植物園「匂いの花園」の設置経営
- (3) 診療所の設置運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 37 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第 8 章 解 散

(解 散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奈良県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良県知事に届け出なければならない。

## 第 10 章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人壺阪寺聚徳会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	千 守 教 莊
副理事長	梶 谷 益 次 朗
理 事	宮 本 宗 雄
〃	前 川 義 雄
〃	石 川 春 男
監 事	喜 多 徳 瑞 子
〃	蔵 本 聰 子